

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	駐車場共通回数券ほか2点印刷	08特殊印刷	アマノ株式会社	1,245,750	10月1日	2号	G 3	—
2	真田山公園ほか7公園児童用ブランコ・幼児用ブランコ修繕	設備修繕	(株) コトフキ	1,056,880	10月4日	2号	G 3	—
3	南部方面管理事務所管理棟防煙シャッター修繕	設備修繕	東洋シャッター(株)	1,540,000	10月5日	2号	G 3	—
4	平成29年度下水道総合情報システム用パソコン等機器一式長期借入(再リース)	12賃貸	三菱HCキャピタル(株)	5,890,500	10月11日	6号	G 2 7	—
5	東部方面管理事務所消防設備修繕(緊急)	設備修繕	(株) 誠廣	1,996,500	10月13日	5号	G 2 3	—
6	小林公園ほか6公園遊具修繕	設備修繕	(株) コトフキ	1,853,500	11月9日	2号	G 3	—
7	水質試験所イオンクロマトグラフ修繕(緊急)	備品修繕	(株) ジェイ・サイエンス関西大阪支店	1,499,850	11月17日	2号及び5号	G 3 及び G 2 3	—
8	長吉アンダーパス冠水表示板修繕(緊急)	設備修繕	(株) MARUWA SHOMEI	1,540,000	11月17日	5号	G 2 3	—
9	越中公園ほか6公園遊具修繕(その2)	設備修繕	(株) ニシオカ	1,454,860	12月9日	2号	G 3	—
10	万代池公園ほか2公園遊具修繕	設備修繕	内田工業(株)	1,269,400	12月10日	2号	G 3	—

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
11	令和3年度複合型ガス濃度測定器(道路・河川管理用)修繕	備品修繕	新コスモス電機(株)	1,413,005	12月13日	2号	G 3	—
12	西淡路公園(ほか2公園複合遊具)修繕	設備修繕	(株)コトブキ	1,161,930	12月22日	2号	G 3	—
13	水質試験所 有機炭素分析器修繕(緊急)	備品修繕	島津サイエンス西日本(株)大阪支店	1,050,973	11月29日	2号及び5号	G 3及びG 2 3	—
14	扇町公園駐車場防火シャッター等修繕	設備修繕	(株)鈴木シャッター	12,623,820	12月10日	2号	G 3	—
15	平成29年度下水道総合情報システム用パソコン等機器一式長期借入(再リース)	12賃貸	三菱HCキャピタル(株)	5,890,500	10月11日	6号	G 2 7	—

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課

## 随意契約理由書

1 修繕名称

真田山公園ほか7公園児童用ブランコ・幼児用ブランコ修繕

2 契約相手方

株式会社 コトブキ

3 随意契約理由

本件は、真田山公園及び大道北公園・小路公園・東中川公園・生野南公園・田島公園・北鶴橋第2公園、御勝山南公園に設置している児童用ブランコ・幼児用ブランコの修繕を行うものである。

上記公園の児童用ブランコ遊具では金具の摩耗、座板の破損、幼児用ブランコでは金具の摩耗、バケットの破損が判明し、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

本遊具は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製造しておらず、遊具全体の安全性の確保も含め、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 真田山公園事務所

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

南部方面管理事務所管理棟防煙シャッター修繕

## 2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

## 3 随意契約理由

本件は、南部方面管理事務所管理棟1階にある防煙シャッターについて、防火設備定期点検で動作不良により不適格となったため修繕を行うものである。

当該シャッターは、当管理棟1階出入口付近に設置されており、本市職員や来庁者の出入りが非常に多い場所である。昼夜を問わず火災が発生した際には延焼を抑えるため、火災報知器と連動して自動的に作動するものであるが、現状のままでは急に当該シャッターが降下するため、人が真下にいた場合にはシャッターに挟まれてしまう危険性があることから、修繕を行う必要がある。

なお本設備は、上記業者が設計製作したもので、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局南部方面管理事務所管理課

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 29 年度下水道総合情報システム用パソコン等機器一式 長期借入（再リース）

## 2 契約の相手方

三菱 HC キャピタル株式会社

## 3 随意契約理由

本市では ICT の利活用を推進し、一層の市民サービスの向上と行政運委の効率化・高度化に取り組むために、平成 13 年度より市内情報ネットワークを利用したパソコン等機器の導入を進めてきており、当該機器は平成 29 年度に導入したものである。

本借入契約は令和 4 年 2 月 28 日付けで借入期間が満了するため、引き続き新規契約による機種更新を行う必要があるが、再リースが可能な案件については、経済的に安価となるため積極的に進めていくこととしている。本案件は、先日再リースが可能であると判明したので再リースにより当該機器の借入期間の延長を行うものである。

以上のことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号（現に契約履行中の業者に引き続き実施させたいとき、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき）により、引き続き、上記契約相手方と随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課

## 随意契約理由書

### 1、修繕名称

東部方面管理事務所 消防設備修繕(緊急)

### 2、契約の相手方

株式会社誠廣

### 3、随意契約理由

本件は、下水道課発注の「令和3年度都島区役所外 44 施設消防用設備等点検業務委託」において点検を行った結果、東部方面管理事務所管理棟に設置している消火栓設備及び排煙設備に不良箇所があることが判明したため修繕を行うものである。

消火栓設備及び排煙設備が正常に作動しない状態では、火災発生時に延焼抑制ができず人命にも影響を及ぼすため、早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有し、かつ資材調達等、本修繕に迅速に対応できる上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4、根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5、担当部署

建設局東部方面管理事務所管理課

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

小林公園ほか6公園遊具修繕

### 2 契約相手方

株式会社コトブキ

### 3 随意契約理由

本件は、大正区の小林公園に設置している複合遊具のブランコの吊り金具、鎖、座板、デッキ部の床板の摩耗損傷、港区の東田中公園に設置している複合遊具のパネルの破損、西成区の旭西公園に設置している複合遊具のすべり台のスライダー部分の補強金具の溶接破断、デッキ部の床板の摩耗損傷、大正区の三軒家公園に設置しているスイング遊具の取付金具の接合不良、西成区の南津守中央公園に設置しているスイング遊具のボルトの接合不良、西成区の南津守さくら公園に設置しているスイング遊具の緩衝材の破損、西成区の北天下茶屋公園に設置している児童用すべり台のスライダー部の溶接破断が判明したため、来園者に継続的に安全な遊具として提供する必要があることから修繕を行うものである。

当該遊具は上記業者が設計製作したもので、取替部品は他社では製造しておらず、また、遊具全体の安全性の確認も含め修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 八幡屋公園事務所